

いちき串木野市公園施設長寿命化計画策定調査業務委託 特記仕様書

第1章 総 則

第1条 (目 的)

本業務は、いちき串木野市が所管する公園施設について、特に今後、予防保全に基づく管理が求められるものを対象とし、公園の主要施設の劣化調査・評価、長寿命化保全等の具体的な実施計画について検討し、公園施設の長寿命化を推進するための長寿命化計画を策定することを目的とする。

第2条 (適用範囲及び関係法令等)

本仕様書は、いちき串木野市（以下「発注者」という。）が実施する「いちき串木野市公園施設長寿命化計画策定調査業務委託」に適用するものとし、本業務の履行にあたって「受注者」は、本仕様書に基づくほか、下記の関係法令等に準拠して業務を行うものとする。

- (1) 都市計画法、同法施行令、同法施行規則
- (2) 地方自治法、同法施行令
- (3) 国土交通省所管補助金等交付規則
(平成12年総理府・建設省令第9号、令和6年4月改正)
- (4) 公園施設長寿命化計画策定指針(案)【改定版】(令和7年 国土交通省)
- (5) 公園施設の安全点検に係る指針(案)(平成12年 国土交通省)
- (6) 都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第2版)
(平成26年6月 国土交通省)
- (7) 遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2024
(令和6年4月 一般社団法人日本公園施設業協会)
- (8) いちき串木野市契約規則
- (9) いちき串木野市個人情報の保護に関する法律施行条例及び規則
- (10) その他関係法令等

第3条 (履行期間)

本業務の履行期間は、契約日から令和 9年 2月15日までとする。

第4条（提出書類等）

「受注者」は、本業務の実施にあたり、下記の書類を速やかに「発注者」に提出し、その承諾を得るものとする。

- （1） 業務計画書
- （2） 作業着手届
- （3） 管理技術者及び照査技術者届（経歴書添付）
- （4） 工程表
- （5） その他「発注者」が指示する書類

第5条（配置技術者）

管理技術者については、高度な専門知識が必要との観点から次の資格のいずれかを有するものとし、公園施設の長寿命化計画策定の実務経験を有しかつ、相当の経験及び知識を有した技術者を選任するものとする。

- （1） 技術士（都市及び地方計画）
- （2） R C C M（都市計画及び地方計画）
- （3） 一級建築士

照査技術者については、市内広域にわたる各対象公園の調査計画並びに、公園周辺の空間情報整理を行う上で、GIS等を用いた高度な専門知識と豊富な知見・経験を有し、かつ成果品に対して十分な照査が求められることから、次の資格を有した技術者を配置するものとする。なお、管理技術者と照査技術者は兼任できない。

- （1） 空間情報総括監理技術者

担当技術者については、建物や公園全体を含む調査の実施に当たり、建築基準法12条（建築物）の点検資格を持つ技術者など、以下の有資格者をそれぞれ1名以上配置するものとする。

- （1） 特定建築物調査員
- （2） 無人航空機に関する有資格者

第6条（工程管理報告）

「受注者」は、作業の進捗状況について、「発注者」の要求があった場合には、直ちに「発注者」に報告しなければならない。

第7条（秘密の遵守）

「受注者」は、「発注者」よりの借用物及び本業務の実施中に生じる全ての成果品を、「発注者」の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本業務に於いて、「受注者」の社員はもとより退職後といえども業務上知り得た情報を何人にも漏洩してはならない。

第8条（損害賠償）

本業務中に生じた諸事故や第三者に与えた損害について、「受注者」は一切の責任を負い、「発注者」に発生原因及び経過等を速やかに報告し、「発注者」の指示に従うものとする。

第9条（著作権の譲渡等）

「受注者」は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る「受注者」の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に無償で譲渡するものとする。

第10条（検査）

本業務完了後は、最終検査を受けるものとし、加除・訂正等の指示を受けた場合、速やかにその指示に従うものとする。

また、それに要する経費は、「受注者」が負担するものとする。

第11条（疑義）

本特記仕様書に記載なき事項及び疑義が生じた場合、「発注者」・「受注者」協議の上、「受注者」は「発注者」の指示に従い、業務を遂行しなければならない。

第2章 貸与資料及び業務概要

第12条（貸与資料）

(1) 本業務に必要な下記資料は「発注者」より貸与するものとし、「受注者」は貸与された資料を破損・紛失しない様にし、業務終了後は速やかに返却するものとする。

- ① 調査対象公園台帳
- ② 位置図（S=1/2, 500, 1/10, 000, 印刷図及びデジタルデータ）
- ③ その他必要な資料

第13条（業務概要）

本業務の業務概要は下記の通りとする。

(1) 対象範囲：いちき串木野市の公園施設／計15.0公園

- ① 市口公園 (2,110 m²)
- ② 光神免公園 (1,980 m²)
- ③ 駅下公園 (1,010 m²)
- ④ 大原公園 (2,210 m²)
- ⑤ 御倉町公園 (1,160 m²)
- ⑥ 讃岐公園 (9,900 m²)
- ⑦ 中央公園 (2,240 m²)
- ⑧ 照島東公園 (2,800 m²)
- ⑨ 郷之原第1公園 (1,100 m²)
- ⑩ 郷之原第2公園 (3,100 m²)
- ⑪ 郷之原第3公園 (2,500 m²)

⑫ 塩田第1公園 (2,659 m²)

⑬ 塩田第3公園 (1,313 m²)

⑭ 塩田第4公園 (505 m²)

⑮ 浜中公園 (2,557 m²)

(2) 対象施設：

➤ 一般施設／計 37 施設

➤ 遊具／計 71 基

➤ 建築物／計 12 施設

(3) 業務概要

① 予備調査

② 健全度調査と健全度・緊急度判定

③ 長寿命化計画の検討と策定

④ 報告書の作成

⑤ 打合せ協議

第3章 予備調査

第14条 (資料収集と施設管理方針区分)

「受注者」は本業務実施にあたり、必要な資料について事前調査を行い、本業務に資する資料を収集・整理するものとし、収集した資料の取扱いに十分注意の上、破損・紛失等のないように万全を期すものとする。

また、いちき串木野市における公園施設のストックマネジメントの考え方を踏まえ、優先的に長寿命化計画の対象とする公園を選定するものとする。

第15条 (予備調査)

健全度調査に先立ち、長寿命化計画の対象とする公園施設について、現地で公園施設の利用状況、劣化や損傷の状況等を把握するための予備調査を行う。

現地の危険箇所も併せて確認を行い、利用者に影響が及ぶような緊急性のある場所については必要に応じて担当者に報告を行い、調査時に調査員に影響が及ぶような箇所については健全度調査への申し送り事項とする。

現地調査時は対象施設の設置位置を明確にするため、施設配置図等の資料を準備し位置を確認する。また、施設のデータとなる写真を撮影するためにデジタルカメラ等で記録を行うものとする。

第16条 (調査結果等のとりまとめ)

予備調査(資料調査、現地施設調査)で収集し取りまとめた施設の情報を整理し、これから行う健全度調査の結果を記入するための調査票を作成するものとする。

第4章 健全度調査

第17条 (健全度調査と健全度・緊急度判定)

- (1) 本計画の検討に必要となる施設の老朽化状況等を把握するため、収集・整理した竣工図書等及び改修履歴並びに耐震診断結果等をもとに、GISを活用した調査計画の立案及び構造躯体の健全性の評価基準等を検討し、「発注者」・「受注者」協議の上、調査日程等について調整を行うものとする。
- (2) 現地での調査においては平面図等を活用するものとし、図面等の設計図書の無い施設については、施設の案内図などをもとに平面図及び立面図を簡易的な図面として再現するものとする。
- (3) 各施設・設備の劣化状況調査は目視とし、調査計画に基づき調査を行う。現地では調査箇所の写真撮影を行うものとする。
- (4) 危険が伴う高所など目視点検が困難な場合などは、ドローンにより空撮を行うものとするが、飛行禁止区域内などでドローン飛行が認められない場合は、建物の状況や現地の状況等を考慮し調査手法を工夫するものとする。
- (5) 対象施設に付随する特殊な設備及び機器等に関しては、保守・管理・メンテナンス等を実施している専門事業者の点検・修繕・更新履歴等の記録により評価するものとする。
- (6) 建物設備に関しては、基本的に運転、日常、定期点検等の記録により評価するものとする。
- (7) 現地及びヒアリング等の調査結果について整理・とりまとめを行うものとし、現地で撮影した写真については、写真台帳を作成するものとする。
- (8) 施設の各部位の評価結果については、それぞれ点数化し、部位ごとに集計するものとする。
- (9) これまでに把握した内容をもとに、施設の基本情報や保全履歴等を整理するほか、箇所ごとの現地調査結果より、施設の健全度を総合的に評価するとともに、緊急度の判定を行う。調査・判定結果については調査判定表を作成するものとする。

第5章 公園施設長寿命化計画の策定

第18条 (基本方針の設定)

施設の管理における基本的な方針を、施設の管理類型（予防保全型管理、事後保全型管理）に応じて設定する。基本方針は“日常的な維持保全に関する基本方針”と“施設の長寿命化のための基本方針”に分けて定めるものとする。

第19条 (長寿命化対策の検討)

- (1) 施設に対する維持管理方法について整理・区分し、長寿命化計画において方針や対策内容、実施時期の検討、決定を行う。

- (2) 公園等施設の長寿命化対策における計画策定の基本的事項を以下に示す項目で検討するものとする。
 - ① 計画期間と目標年度
 - ② 更新見込み年度
 - ③ 使用見込み期間
- (3) 公園等施設の長寿命化対策について対策方法と対策時期（頻度）を整理する。長寿命化対策の検討は、公園等施設の長寿命化と機能の確保及びライフサイクルコスト削減を目的とする。なお、ライフサイクルコストの削減だけでなく、自然保護の観点や利用の安全性の向上にも配慮することが重要である。
 - ① 健全度調査の設定
 - ② 修繕の対策検討
 - ③ 更新の検討
- (4) 公園等施設の対策の概算金額を以下のとおり施設ごとに算出する。
 - ① 維持保全に関する費用
 - ② 健全度調査に関する費用
 - ③ 修繕に関する費用
 - ④ 更新に関する費用
- (5) 設定した長寿命化対策費より計画期間の年次計画を作成する。年次計画は設定した対策方法、対策時期、概算金額より作成するものとし、後述するライフサイクルコスト削減額を検討した後に決定するものとする。

第20条（ライフサイクルコストの検討）

- (1) 長寿命化対策による効果として、単年度当たりのライフサイクルコストの削減額を算出する。算出したライフサイクルコスト削減効果は長寿命化計画調書に記入する。加えて、ライフサイクルコスト削減効果以外にも公園等において予防保全的な対策等を実施することにより得られると想定される効果を現況の管理状況等から検討し、計画に記載するものとする。
- (2) ライフサイクルコストは使用見込み期間内における長寿命化対策費を削減（最小化）し、最適な修繕、もしくは更新シナリオを見極めるために検討し、長寿命化対策による効果を判断するため、『長寿命化対策をしない場合の単年度当たりのライフサイクルコスト』から『長寿命化対策をする場合の単年度当たりのライフサイクルコスト』の削減額を算出する。

第 21 条（長寿命化計画の作成）

「インフラ長寿命化基本計画」に示される長寿命化計画に記載すべき項目等を踏まえ、「いちき串木野市公園施設長寿命化計画書」としてとりまとめを行うものとする。とりまとめに当たっては、地図、図表やイメージ等を活用し、分かりやすく見やすい計画書として原稿を作成するものとする。

【記載項目例】

- 対象施設
- 計画期間
- 対策の優先順位の考え方
- 個別施設の状態等
- 対策内容と実施時期
- 対策費用

第 22 条（報告書作成）

本業務の概要及び調査・検討結果等を整理し、業務報告書を作成するものとする。

第 23 条（打合せ協議）

打合せ協議は当初、中間 1 回、納品時の計 3 回を想定し、必要に応じ「発注者」、「受注者」協議を行い回数の調整を行うものとし、重要案件については「発注者」の承認を得るとともに打合せ協議簿を作成するものとする。

第 6 章 成 果 品

第 24 条（納入成果品）

(1) 本業務の納入成果品は次の通りとする。

- | | |
|--------------------------------|-----|
| ① 公園施設長寿命化計画書（A 4 判レザック製本） | 3 部 |
| ② 調査判定表（A 4 判簡易製本） | 1 部 |
| ③ 業務報告書（業務概要、建物目視帳票、評価資料、議事録等） | 1 部 |
| ④ 電子データ（CD-R） | 1 式 |
| ⑤ その他関連資料 | 1 式 |

(2) 成果品の納入場所は、いちき串木野市都市建設課とする。